

いっぶく安土庵 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 美絆が開設する いっぶく安土庵（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者（以下「介護従業者」という。）が、要介護状態であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従業者は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の人格を尊重し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2. 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いっぶく 安土庵
- (2) 所在地 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦 4111 番地 2

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員 2事業所兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行うとともに、従事者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 2名
- (3) 介護職員 「東棟」8名以上
「西棟」8名以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- (4) その他補助職員

利用者の状況に応じて配置する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、1事業所9名2単位（計18名）とする。

(定員の順守)

第6条 災害等やむをえない場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入所させない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退居)

第8条 要介護者及び要支援状態であって認知症の状態にある高齢者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない高齢者に提供する。

2. 入居申込者の入居に際し、主治医の診断書等により認知症の状態にある高齢者であることを確認する。

3. 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対し必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な他の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、医療機関を紹介する等の措置を速やかに講じる。

4. 入居申込者の入居に際しては、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。

5. 入居申込者が家族(代理者)による入居契約締結の代理や援助が期待できない場合については、関係市町と連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用に努める。

6. 利用者の退居に際しては、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

7. 入居決定については、判定会議を経て決定する。

8. その他、所在地の市区町村の通知等の規定を順守するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意志を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

((介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第10条 共同生活住居の計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

2. 共同生活住居の計画作成担当者は、利用者に応じた（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。

3. (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、多様な活動の確保に努める。

4. 共同生活住居の計画作成担当者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、当該介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第11条 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

2. 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

3. (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮して行う。

4. 介護従業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

6. 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

(介護等)

第12条 利用者の負担により、共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。

2. 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努める。

(社会生活上の便宜の提供等)

第13条 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。

2. 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て、代行する。

3. 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料等の受領)

第14条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2. 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。原則として厚生労働大臣が定める基準の1

0割の額とする。

3. 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。費用は別表の通りとする。

- (1) 食材料費
- (2) 居住費
- (3) 光熱水費
- (4) 日用品費
- (5) 施設維持管理費
- (6) 電気器具持ち込み料
- (7) おむつ代
- (8) 理美容代
- (9) その他、利用者が負担することが適当と認められるもの

4. サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（の費用の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(日課の励行)

第16条 利用者は、管理者や介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第17条 利用者が外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(健康保持)

第18条 利用者は健康に留意するものとし、特別な理由がない限り健康診査を受診する。

(衛生保持)

第19条 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

(禁止行為)

第20条 利用者は、共同生活住居で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

- (3) 共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第21条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(受給資格等の確認)

第22条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2. 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮して指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供する。

(入退居の記録の記載)

第23条 入居に際して、入居年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては、退居年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅延なく、意見を付してその旨を市町に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第25条 利用者に対して、適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、介護従業者の勤務の体制を定める。

2. 利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

3. 従業者の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

第26条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2. 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

(協力医療機関等)

第27条 利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定める。

2. サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時対応のため、介護保険施設、病院等との間の連携・支援体制を整備する。

(掲示)

第28条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務体制その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第29条 介護従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2. 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3. サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により、利用者又はその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第30条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2. 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(虐待の防止に関する事項)

第31条 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止の為の指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第32条 感染症や非常災害に発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる

ものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防およびまん延防止のための措置)

第33条 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第34条 事業所は、当該利用者または、他の利用者等の生命または身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情処理)

第35条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2. 提供した認知症対応型共同生活介護(介護予防)に関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3. 認知症対応型共同生活介護(介護予防)に関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第36条 運営に当たって、地域住民及び住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第37条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第38条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業の会計を、その他の事業と区別する。

(記録の整備)

第39条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(その他運営に関する留意事項)

第40条 事業所は全ての指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する法令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、資質向上のための研修の機会を設けるものとし、業務体制を検証および整備する。

2 適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を確保するため、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護従業者の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日から一部改定のうち施行する。